

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

問 財務課 資産税係 ☎ 62-9124

令和3年度 申告書受付期間：令和3年1月4日（月）から1月31日（日）

固定資産税は土地および家屋の他に償却資産の所有者にも課税され、事業（農業・営業・不動産等）を行っている方は、その年の1月1日現在に所有する償却資産を申告することとなっています。（地方税法第383条第1項）

●償却資産とは

会社や工場、商店などの経営や、農業を営んでいる個人や法人が事業のために用いる以下①～④の資産のうち、土地や家屋以外で、その減価償却費（額）が法人税法または所得税法の計算上、必要な経費に算入されるもの（減価償却費として計上するもの）をいいます。ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権など）や自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

資産の種類	主な償却資産の例
① 構築物	外構工事（門、フェンス、駐車場など）、パイプハウス など
② 機械および装置	太陽光発電設備、加工・製造機械、農機具類 など
③ 車両および運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車 など
④ 工具および器具	エアコン（ビルドインを除く）、パソコン等OA機器 など

●太陽光発電設備について

事業者は発電量にかかわらず申告対象となります。
なお、個人の場合も、売電方法や発電量により申告が必要です。



●申告書の提出について

- 12月中旬頃、資産の申告が必要な事業所または事業所得者に申告書を送付します。
令和3年1月1日現在の状況を償却資産申告書に記入し、ご提出をお願いします。
- 新規に事業を始めた方や、申告書が手元に届かない方はご連絡ください。
- 電子申告については、地方税電子化協議会のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書」につきましては、申告書に必要な書類（収入減を証する書類、特例対象家屋の事業用割合を示す書類など、認定経営革新等支援機関等による確認を得た書類の写し）を添付し、償却資産申告書と一緒にご提出ください。

農地の利用意向調査にご協力をお願いします

問 農業委員会事務局 ☎ 62-9234

富士見町農業委員会では、毎年1回、町内全
ての農地について利用状況調査を行っています。
その結果をもとに、遊休農地（耕作をされてい
ないと思われる農地）の所有者へ「農地利用意
向調査書」を送付させていただきますので、調
査にご協力をお願いします。

遊休農地は、農業委員会の目視により判断を
しています。耕作をしているにも関わらず、誤
って遊休農地と判断された場合には、その旨を
お知らせください。

◆利用意向調査とは？

この調査は、「農地法」に基づき、遊休農地
の発生防止・解消を図るため、遊休農地の所
有者から、今後の利用方法の意向を確認する
ものです。

◆農地中間管理機構とは？

機構は農地中間管理事業に関する法律に基
づく公的機関です。耕作を続けることが難し
くなった農地を借り受け、経営規模拡大を希
望する担い手等に貸し付けを行います。ただ
し、機構事業規程に基
づき事業を進めており、
希望された全ての農地
を借り受けられるもの
ではありません。

